

真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、真室川町内で生産又は加工された産品及び商品(以下「産品」という。)の認知度とイメージの向上を図り、産業を振興し地域を活性化させるために、町が定める基準により産品の認定を行う真室川ブランド認定制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「認定」とは、町長が真室川町産産品について、一定の基準に適合するものを、真室川ブランドとして認めることをいう。

(認定基準)

第3条 真室川ブランドの認定基準は、別表に定めるとおりとする。

(認定の申請)

第4条 認定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、真室川ブランド認定申請書(様式第1号。以下「認定申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 認定の申請を行うことができる者は、原則として、町内に居住する個人及び法人又はそれらの者で構成された団体とする。

(調査会議)

第5条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次に掲げる関係機関の職員により構成する調査会議を開催して、申請の内容を調査するものとする。

- (1) 真室川町農業協同組合
- (2) 真室川町商工会
- (3) 真室川町観光物産協会
- (4) 真室川町
- (5) その他町長が必要と認める者

2 調査会議は、認定申請書が提出された後速やかに開催するものとし、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 認定申請書及び添付書類に記載されている内容の閲覧
- (2) 申請された産品の生産又は製造現場の確認及び聞き取り
- (3) その他必要と認められる方法

第6条 調査会議の事務局は、町担当課に置く。

2 町担当課長は、調査会議を招集し、進行し、結果について町長に報告しなければならない。

(認定の決定)

第7条 町長は、調査会議の結果に基づき認定が適当と認めるときは認定を決定し、当該申請者に対し真室川ブランド認定証(様式第2号)を交付するものとする。

2 町長は、認定しないと決定したときは認定しない旨を当該申請者に対してその理由を付して通知するものとする。

(認定の期間)

第8条 第7条の規定による認定の有効期間は、認定した日から当該認定した日の属する年度の翌々年度の3月31日までとする。

2 認定を受けた者(以下「被認定者」という。)は、前項の規定による有効期間終了後においても引き続き認定を受けようとするときは、第4条から前条までの規定に従い、再度認定の申請を行うものとする。

(認定の表示)

第9条 被認定者は、認定された産品(以下「認定品」という。)が真室川ブランドとして認定を受けたものであること及び自らが被認定者であることを表示することができる。

2 前項の表示は、別に定める真室川ブランド認定マーク(以下「認定マーク」という。)により行うことができるものとする。

3 認定マークは、認定品以外の産品に表示してはならない。

4 被認定者は、認定マークを使用するときは、真室川ブランド認定マーク使用届出書(様式第3号)をあらかじめ町長に届け出るものとする。

5 認定マークの表示に関する費用は、被認定者が負担するものとする。

6 町長は、認定マークの使用状況について、必要に応じて報告を求めることができる。

(被認定者の責務)

第10条 被認定者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次の各号の事項について留意しなければならない。

(1) 認定品及びその制度について、消費者及び流通関係者に対して積極的な情報の発信に努めること。

(2) 認定品の生産・製造技術の向上に努めること。

(3) 認定品の計画的な生産出荷に努めること。

2 認定品の生産、製造、流通及び販売等において、当該認定品に係る事故又は苦情等(以下「事故等」という。)が発生したときは、認定を受けた者がその責任を負うものとし、当該認定を受けた者は、当該事故等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

(認定内容の変更)

第11条 被認定者は、認定品について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は速やかに真室川ブランド認定内容等変更届出書(様式第4号)により町長に届け出なければならない。

(1) 申請書類の内容に変更が生じたとき。

(2) 認定品の生産、製造、販売又は提供を中止又は廃止し、再開の見込みのないとき。

(3) その他町長が届出が必要と認められる事項が生じたとき。

2 町長は、前項の届出について、その内容が第3条に規定する真室川ブランド認定

基準に適合しない等認定を継続することが不相当と認める場合は、認定を取り消すものとする。

- 3 前項の規定により認定を取り消された者は、前条に規定にする認定の表示を直ちに中止するとともに、第7条第1項の規定により交付を受けた真室川ブランド認定証を速やかに町長に返還しなければならない。

(実績報告)

第12条 被認定者は、認定品の出荷又は販売に係る実績について、毎年度3月末までの出荷販売等の実績を、真室川ブランド認定品出荷実績等報告書(様式第5号)により5月末日までに町長に報告するものとする。

第13条 町長は、前条の規定に関わらず、特に必要があると認めるときは、被認定者に対して認定品についての報告を求め、又は認定品の生産・流通施設への立入調査を実施することができる。

(認定の取消し)

第14条 町長は、被認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (2) 第11条に規定する届出又は第12条に規定する報告を行わなかったとき。
- (3) 前条に規定する報告又は立入調査を正当な理由がないにもかかわらずこれを拒否したとき。
- (4) その他制度の運用に重大な支障を及ぼす行為又は認定品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 前項の規定により認定を取り消された者は、その取消しの日から3年を経過しなければ、新たな認定の申請をすることができない。

(公表)

第15条 町長は、認定品及び被認定者、並びに第11条第2項及び第14条の規定により認定を取り消された産品及び認定を取り消された者について公表するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年1月 日から施行する。

別表

| | 農林水産物 | 加工食品・工芸品 |
|-----|---|---|
| 地域性 | <p>「森林の恵みを活かす」という「真室川ブランド」の理念に合致する産品又は商品であり、真室川の自然条件、歴史及び生活文化を活かした生産又は製造の取組みを行っていること。</p> | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・真室川らしさが表現される物語性を持つ産品又は商品であること。 ・真室川の自然条件を活用して生産又は採取されたものであること。 ・産品・商品のコンセプトが真室川の歴史や生活文化に由来するものであること。 | |
| 真正性 | <p>真室川町内で生産又は採取される農林水産物であること。</p> | <p>主原料に真室川町内で生産されたものを使用しているか、又は真室川ならではの素材、製法、もしくは由来に基づいたものであること。</p> |
| | <p>流通又は販売されてから 1 年以上経過して販売実績が良好と認められるもの。</p> | |
| 信頼性 | <p>環境に配慮した生産方式を導入していること</p> | <p>原料活用や製造活動について、環境へ配慮した取組みがなされていること。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培、エコファーマー等、環境に配慮した生産方式や土づくりなどの取組みを行っていること。 ・生産資材、残渣等の適正処理、リサイクル等の取組みを行っていること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材の活用、廃棄物の適正処理、リサイクルの推進、環境保全活動等の取組みを行っていること。 |
| | <p>関係する法令・基準を遵守し、安全と安心に配慮して生産、加工又は販売された産品又は商品であること。</p> | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・栽培履歴の記帳等の安全確保の取組みを行っていること。 ・消費者との交流、顔の見える販売、トレサビシステムの導入等信頼感確保の取組みを行っていること。 | <ul style="list-style-type: none"> ・製品に関する情報を提供するなど消費者の安心感や信頼性を確保する取組みを行っていること。 |

様式第1号(第4条関係)

平成 年 月 日

真室川町長 殿

(申請者)

住 所

氏 名

真室川ブランド認定申請書

真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱第4条の規定により、次のとおり認定を受けたいので申請します。

記

| | |
|--|--|
| 1. 産品名 | |
| 2. 生産販売計画の概要 | |
| (1)生産者(構成員)数 (2)販売額実績(直近年) (3)栽培予定面積(ha等) (4)出荷予定数量(t等) (5)製造方法・施設等 (6)目標販売金額(円) (7)主な出荷・販売先 | |
| 3. 認定基準の内容 | |
| 基準項目 | 内 容 |
| (1)地域性 | (真室川の自然条件・歴史・生活文化をどのように活かして生産・製造に取り組んでいるのかを具体的に記載して下さい。) |
| (2)真正性 | (生産・採取地域名、原材料の生産地、商品の由来等を記載して下さい。) |
| (3)信頼性 | (環境や安全安心に配慮した取組みをどのように実践しているかを具体的に記載して下さい。) |
| 4. 特記欄 (他の認証制度等により認定を既に受けている場合はその内容について具体的に記載して下さい。) | |

申請する産品の概要がわかる写真・パンフレット、その他生産・販売に際しアピールする資料を添付すること。

真室川ブランド認定証

認定品
申請者 住所
氏名

上記の産品について、真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱に基づく「真室川ブランド」として認定する。

認定有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

平成 年 月 日

真室川町長

印

様式第3号(第9条関係)

平成 年 月 日

真室川町長 殿

住 所

氏 名

真室川ブランド認定マーク使用届出書

真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱第9条第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

| 認定番号 | 第 号 | 認定年月日 | 平成 年 月 日 |
|------------------|---------------|-------|----------|
| 認定品の名称 | | | |
| 表示する認定品の規格・容器・量目 | 認定マークの使用方法・仕様 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

注) 使用方法・仕様の原案等を添付すること。

様式第 4 号(第 11 条関係)

真室川ブランド認定内容等変更届出書

平成 年 月 日

真室川町長 殿

住 所
氏 名

印

真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

| 認 定 番 号 | 第 号 |
|----------------------|---|
| 認定品の名称 | |
| 変更届出内容 (該当項目に“ ”) | 1 申請書類に記載した内容の変更 2 認定品の生産・製造、販売、提供等の中止又は廃止 |
| 変更の内容 及びその理由 | 変更前 |
| | 変更後 (理由) |
| 特 記 欄 | |

様式第 5 号(第 12 条関係)

真室川ブランド認定品出荷実績等報告書

平成 年 月 日

真室川町長 殿

住 所
氏 名

印

真室川町真室川ブランド認定制度実施要綱第 11 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

| 認 定 番 号 | 第 号 |
|----------------------|-----|
| 認定品の名称 | |
| 出荷・販売数量 | |
| 出荷・販売額 | 千円 |
| 主な出荷先 又は 販売取扱店 | |
| その他特記事項 | |